

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
法人番号： 別紙のとおり
住 所： 別紙のとおり
- 指名停止措置期間： 別紙のとおり
- 指名停止措置の範囲： 別紙のとおり
- 事実概要：

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会(全旅連)の専務理事(当時)は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて(株)共栄ALUCAZ(現(株)MACHI づくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、(株)共栄ALUCAZ 関連会社の(株)共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、同専務理事(当時)は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会ほか1者の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～15 略	略
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

別 紙

指 名 停 止 業 者		措置の区分	指名停止の期間	指名停止の措置対象区域
番号	商号又は名称			
1	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 法人番号 3010005002459	指名停止 別表 2－16	自 令和 8 年 4 月 17 日 至 令和 8 年 6 月 16 日 (2 ヶ月)	全国
2	一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会 法人番号 6010005040258	指名停止 別表 2－16	自 令和 8 年 4 月 17 日 至 令和 8 年 6 月 16 日 (2 ヶ月)	全国